

福島国際研究教育機構役員報酬規程

令和5年規程第21号

令和5年4月1日

令和5年12月25日

令和6年12月11日

令和7年1月17日

令和7年6月30日

最終改正 令和8年2月6日

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 報酬（第4条～第16条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第125条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の役員に対する報酬の支給の基準を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 常勤役員の報酬は、俸給、職責手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当及び在宅勤務等手当とする。
2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員の報酬は、法令等の規定により役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を役員に直接現金で支給する。
2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合は、その者に対する報酬をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

第2章 報酬

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給は、月額とし、次の各号に定める額を支給する。
(1) 理事長 1, 224, 000円
(2) 理事 1, 006, 000円
(3) 監事 852, 000円

(俸給の支給定日)

第5条 俸給の支給定日は、毎月16日とする。
2 前項に規定する支給定日が、福島国際研究教育機構職員就業規則（令和5年規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第24条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

(俸給の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に任命された者には、その日から俸給を支給する。
2 常勤役員が退職し、又は解任されたときは、その日まで俸給を支給する。
3 常勤役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(職責手当)

- 第7条 理事長及び監事の職責手当は、月額とし、当該常勤役員の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して、復興庁と協議の上、理事長が決定し、支給する。
- 2 理事の職責手当は、月額とし、当該常勤役員の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して、理事長が決定し、支給する。
- 3 前2条の規定は、前項の規定による職責手当の支給について準用する。この場合において、前2条中「俸給」とあるのは「職責手当」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。）（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が定める額（第14条の規定により在宅勤務等手当を支給される役員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 常勤役員への任命又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする機構の事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった常勤役員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる常勤役員で、当該任命又は機構の事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの

通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第2号又は第3号に掲げる常勤役員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める常勤役員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。

7 通勤手当を支給される常勤役員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第9条 常勤役員への任命又は在勤する機構の事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該任命又は機構の事務所の

移転の直前の住居から当該任命又は機構の事務所の移転の直後に在勤する機構の事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機構の事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した常勤役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である常勤役員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第5条の規定は、前各項による単身赴任手当の支給について準用する。この場合において、第5条中「俸給」とあるのは「単身赴任手当」と読み替えるものとする。ただし、俸給の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第13条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下この条から第13条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解任され、又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 常勤役員のうち、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する国家公務員（以下単に「国家公務員」という。）であった者が任命権者又その委任を受けた者の要請に応じ、機構の常勤役員となるため退職をし、かつ、引き続き機構の常勤役員となった者の前項に規定する在職期間は、国家公務員の在職期間を機構の常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 基準日前に機構の常勤役員を退職し、その退職に引き続き国家公務員となった場合には、当該常勤役員に対して期末手当を支給しない。
- 5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき次の各号に掲げるそれぞれの額の合計額とする。

- (1) 俸給の月額及び職責手当の月額の合計額
- (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
- (3) 俸給の月額に100分の25を乗じて得た額

第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に福島復興再生特別措置法第125条の規定により準用する独立行政法人通則法第23条第2項又は同条第3項の規定により解任された常勤役員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職又は解任した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第12条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職又は解任したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職又は解任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職又は解任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構が行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算

して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(業績手当)

- 第13条 理事長の業績手当は、年額とし、俸給の月額に2.9を乗じて得た額に、理事長が決定する割合を乗じて得た額を支給する。理事長が決定する割合は、福島復興再生特別措置法第115条第1項及び第2項の規定に基づく主務大臣による各事業年度に係る研究開発等業務の実績に関する評価(以下単に「主務大臣による評価」という。)を反映し、復興庁との協議を経て決定するものとする。
- 2 理事の業績手当は、年額とし、俸給の月額に2.9を乗じて得た額に、主務大臣による評価及び理事の所掌業務に対する貢献等を総合的に勘案して理事長が決定する割合を乗じて得た額を支給する。
 - 3 監事の業績手当は、年額とし、俸給の月額に2.9を乗じて得た額に、主務大臣による評価及び監事の所掌業務に対する貢献等を総合的に勘案し、復興庁と協議の上、理事長が決定する割合を乗じて得た額を支給する。
 - 4 業績手当の支給日は、福島復興再生特別措置法第115条第7項の規定により機構が主務大臣から各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価の結果の通知を受けた日から、原則として、30日以内の日とする。
 - 5 第11条及び第12条の規定は、第1項から第3項までの規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、第11条及び第12条中「前条第1項」とあるのは「第1項」と、「当該各号の基準日に係る期末手当」とあるのは「当該各号に規定する各事業年度に係る業績手当」と、「基準日から当該基準日に対応する支給日」又は「基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日」とあるのは「当該事業年度の期間から当該事業年度に係る業績手当の支給日」と、「期末手当」とあるのは「業績手当」と読み替えるものとする。

(在宅勤務等手当)

- 第14条 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、職員就業規則第23条に定める勤務時間(休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。)の全部を理事長が別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日を超えて勤務する役員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
 - 3 在宅勤務等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(非常勤役員手当)

- 第15条 非常勤役員手当のうち監事に係るものは、当該非常勤役員の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して、復興庁と協議の上、理事長が決定し、支給し、また、非常勤役員手当のうち理事に係るものは、当該非常勤役員の能力、経験、担当業務等を総合的に勘案して理事長が決定し、支給する。ただし、常勤役員の報酬を参考として算定するものとし、かつこれを上回らないものとする。
- 2 第5条の規定は、前項の規定による非常勤役員手当の支給について準用する。この場合において、第5条中「俸給」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(端数の取扱い)

- 第16条 この規程により計算した第2条各項に規定する各報酬に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当の特例)

- 第2条 機構が設立した時点で機構の常勤役員に就いた者の令和5年6月1日を基準日とする期末手当は、第10条第2項に規定する在職期間に応じた割合を100分の60とみなす。ただし、第10条第3項の規定が適用される常勤役員は、この限りではない。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和5年12月25日から施行する。ただし、本則第14条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本則第4条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 本則第10条第2項の規定は、令和5年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同項の適用については、「100分の65」とあるのは、「100分の67.5」とする。

(報酬の内払)

- 第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に役員に支払われた報酬は、この規程による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和7年1月17日から施行する。

- 2 本則第4条及び第14条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 本則第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 本則第10条第2項の規定は、令和6年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同項の適用については、「100分の66.25」とあるのは、「100分の67.5」とする。
- 5 第2項及び前項の適用に伴う差額の支給日は、令和7年1月31日とする。

(報酬の内払)

第2条 令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に役員に支払われた報酬は、この規程による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この規程は、令和8年2月6日から施行する。
- 2 本則第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
 - 3 本則第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
 - 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における本則第8条第2項第2号の規定の適用については、同条同項同号ハ中「7, 100円」とあるのは「7, 300円」と、同条同項同号ニ中「10, 000円」とあるのは「10, 400円」と、同条同項同号ホ中「12, 900円」とあるのは「13, 500円」と、同条同項同号ヘ中「15, 800円」とあるのは「16, 600円」と、同条同項同号ト中「18, 700円」とあるのは「19, 700円」と、同条同項同号チ中「21, 600円」とあるのは「22, 800円」と、同条同項同号リ中「24, 400円」とあるのは「25, 900円」と、同条同項同号ヌ中「26, 200円」とあるのは「29, 100円」と、同条同項同号ル中「28, 000円」とあるのは「32, 300円」と、同条同項同号ヲ中「29, 800円」とあるのは「35, 500円」と、同条同項同号ワ中「31, 600円」とあるのは「38, 700円」とする。
 - 5 本則第10条第2項の規定は、令和7年12月1日を基準日とする期末手当から適用し、当該期末手当に関する同項の適用については、「100分の67.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。
 - 6 第2項、第4項及び前項の適用に伴う差額の支給日は、令和8年2月の俸給の支給日とする。

(報酬の内払)

第2条 令和7年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に役員に支払われた報酬は、この規程による報酬の内払とみなす。